

Q 3カ月間賃金1割カットの減給は可能か

A 減給の制裁は、労基法91条により、

- ① 1回の非違行為に対して平均賃金の1日分の半額以下
 - ② 1賃金支払期の賃金の10分の1以下
- という二つの制限がかかる。

非違行為が度重なって、1賃金支払期に対する減給合計額がその賃金総額の10分の1を超える場合、その超過分の減給は次期に繰り越すことになる。

「向こう3カ月、賃金1割カット」ということは、月例賃金受給者であれば、1賃金支払期に対する減給の計算上の合計額が3割となる。平均賃金と現実の支給額とが同一であり、月の就労日が20日と仮定すれば、1賃金支払期にまとめて12回「 $20 \text{日} \times 3 \text{割} (0.3) \div \text{半日分}(0.5)$ 」以上の非違行為に対する懲戒処分を行うことになる。これは現実では考えにくいし、また事案の処理としても不適當と思われる。

なお、マスコミで報じられる役員報酬や俸給の返上は、減給の制裁とは異なるので注意が必要である。法的には報酬等の請求権の放棄となる。